

## 自治基本条例推進委員会（第2期）の活動報告

### 1. はじめに～焼津市自治基本条例推進委員会（第2期）について

#### (1) 焼津市自治基本条例推進委員会（第2期）の概要

焼津市自治基本条例第29条に基づき設置。目的は「条例の運用状況を点検するとともに、この条例の趣旨に関し普及啓発を図る」こと。また、委員会の組織と運営について、焼津市自治基本条例推進委員会規則で規定されている。

委員10名により構成(任期:平成29年2月16日～31年2月15日、巻末に委員名簿)。

#### (2) 委員会発足時の各委員の思い

第2期委員会の発足時、自治基本条例とは何か、ということについて、各委員それぞれの「自分の言葉で」、下記のような自治基本条例像が語られた。

##### 【各委員にとっての自治基本条例】

- \* 社会情勢の変化に伴い、安心で安全なまちを維持していくためにはみんなで助け合っていかなければならない。しかし、やらずに済むなら受け身でいたいという考えの人が大半だと思う。市民を巻き込んでいくにはどうしたらいいか、自分自身の答えが出ない。
- \* 自治基本条例は語っているだけではだめだと思う。実践あるべきだと思う。自分ができることから始めている。自治会を通じて広めていくのが一番良いと思っている。
- \* 内容は漠然としているがいいことだというのはわかる。いいまちにしよう、とだれもが思って行動するわけではない。自治会など、草の根活動が必要だと思う。
- \* 地域から底上げしてもらい活性化していかないと、焼津市の目指す姿になっていかないと思う。
- \* この条例をつくらなければならない背景が社会情勢上あった。自分たちでできることは何か、自分たちで作りたいという熱意のもとでこの条例をつくった。まちづくり市民集会の会を重ね、焼津をいいまちにしたいという様々な意見が出ているが、その先をどうするのか。市民の力でもう一歩進めていただきたいと思う。この委員会に課せられたものは大きいと感じている。
- \* この条例を何のためにつくったかが浸透していないから、なぜこの条例が必要か理解されない。上から来たものを押し進めているだけでよかった時代は終わり、みんなが考えなければいけない。その時にみんなが気持ちよく話し合いができるような下地づくり、そのための自治基本条例。
- \* 社会福祉協議会の仕事は、地域の福祉課題を住民が主体となって解決していくというのが主な目的。住民が気付いたところで住民が力を合わせて問題解決にあたる、自治基本条例の精神に則っているのではないかと思う。地域の皆さんが共に助け合う組織づくり、社会づくりが直近の問題。自治基本条例の精神を含めて、市民・議会・行政が協力し合って解決していかなければならない問題ではないかと感じている。

## 2. 第2期委員会の主な活動

### (1) 条例の見直しに関する検討

平成26年10月1日の条例施行から平成30年10月で4年を迎えるため、自治基本条例第30条に基づき、条例の規定について検討することが第2期委員会では大きな役割となった。

#### ①見直し検討初期の各委員の意見等

自治基本条例の運用状況及び見直しについて検討するにあたり、会議前に委員全員から意見募集を行った。主な意見は下記のとおり。

- \* 条例の見直しをする以前に、今の条項をしっかりと実践できているか、それぞれの立場で一つ一つ検証してみるの方が先ではないか。
- \* 議会基本条例ができていますので、それを条文に加える必要はあるか。
- \* 規定にある「協働のルール」が定められていないのではないかと。
- \* 協働の条文のなかの「人材育成」について、もっと詳しく記載した方がよいのではないかと。
- \* まちづくり市民集会は、情報の共有のみを目的とするのではなく、行政に具現化させる表現を加えられないかと。
- \* まちづくり市民集会は、条例ができてから3回開催してきた。その実践に基づく見直しとして、第17条のまちづくり市民集会について検討することが目玉になると思う。
- \* 財政の中長期計画をつくることを盛り込みたい。
- \* コンパクトシティの推進を条項に入れたらどうか。 など

#### ② 条例の見直しに関する主な議論等

行政の条例に関する取組状況（資料5）も踏まえ、条文の修正や新たな規定の追加等、条文の改正を含む見直しについての最終的な意見（主なもの）は下記のとおり。

- \* 2年近くかけてみんなで検討してつくった条例。施行されて4年で、あれもこれも足りないから改正というのはどうか。時代に合っていないもの、今後のために改定しておかなければいけないものがあるならば改定しなければならないが、その必要性を感じていない。
- \* 条例16条3項の「協働のルール」については、先を急ぐよりも、自治基本条例の検討時のように一歩ずつ手作りで、時間をかけてみんなで考えていく方がよいと思う。
- \* ルールを作っても機能しなければ意味がない。使ってもらえるものが必要。自治基本条例も知らない人がいっぱいいる。知らないからつながらない。
- \* 見直しの前に、市民に対して条例があることを知らしめたほうがよいと思う。 など

#### ③ 条例の運用状況及び見直しに関する検討結果

- ・ 議論を重ねた結果については、「焼津市自治基本条例の運用状況の点検及び見直しに関する意見書」としてとりまとめ、市に提出した（資料3を参照）。

## (2) まちづくり市民集会の企画・運営

条例 17 条に規定される「まちづくり市民集会」の実施においては、焼津市・焼津市議会・焼津市自治基本条例推進委員会（現在は市民集会実行委員会）の共催という形で市民・議会・行政の協働体制を構築している。本条例（オールやいづ・LOVE やいづ）を象徴する具体的取組として、第 1 期委員会から市民集会の企画・運営に積極的に関わってきた。

また、平成 27 年度から推進委員以外の市民や市職員有志もメンバーとして加え、市民協働課と議会事務局の共同事務局体制による実行委員会による企画・運営を試行錯誤を積み重ねながら構築してきた。

まちづくり市民集会の成果については、実行委員会で振り返りのための会議を行い、意見等を取りまとめている。平成 29 年度には成果報告を市長に手渡し（H30.2.26）、市議会議員全員に配布するなど、徐々にではあるが、成果のまちづくりへの反映という目標に近づこうと努力を重ねている。

まちづくり市民集会の参加者は年々増加し、第 4 回まちづくり市民集会からは市内の高校からの参加者も加わった。参加した市民の中に少しずつではあるが対話の大切さや楽しさが理解されつつあると感じている。また、実行委員会方式による市民集会の企画・運営の経験が蓄積されてきており、年々、より良い市民集会にするためのアイデアが加わっている。

上記のように市民集会をやってきた実践経験をもとに、条例 17 条 4 項関連の運営ルールを推進委員会で検討し、『「まちづくり市民集会」の運営ルールの提案』として前記の意見書とともに市に提出した（資料 4 参照）。

## (3) 自治基本条例の普及に関する活動

第 2 期委員会の最初の会議で、今期の委員会は、条例の見直しの検討、まちづくり市民集会の開催以外に、より実践的な普及活動を進めていく方針が共有された。

### ① 新たなリーフレットの作成・配布

具体的な普及活動としてコンパクトに自治基本条例の趣旨を掲載したリーフレットを推進委員会有志メンバーで新たに作成した。A 4 版三つ折りとし、手に取ってもらうこと、読みやすく分かりやすいことを第一とした。

作成したリーフレットは、市主催イベント等の来場者に配布。一人ひとりに手渡ししながら条例の趣旨を説明。一人でも多くの市民に条例を知ってもらうための活動を行った。

### ② まちづくり実践者との懇談会

まちづくり活動実践者との懇談会を開催した（H30.8.29）。まちづくりキーパーソンに自治基本条例を各実践者の活動との関連から理解していただくことを意図した。また、間接的に周りの人たちに広まっていく効果も期待している。

### 3. おわりに

第2期推進委員会の2年間の任期において、第1期から継続の6名の委員、新任の4名の委員は事務局とともによく連携・協力し、条例の運用状況の点検や見直し検討、まちづくり市民集会への関与等を通じて真剣に条例と向き合い、各々が条例に対する考えを深め、それぞれの立場から実践活動を行うことができたと感じている。

自治基本条例は、まちづくりに関わる基本姿勢や基本的ルール、各主体の役割分担を定めたものであり、市民・議会・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働し、「オールやいづ」でよりよい焼津市をつくっていくための拠り所となるものである。自治基本条例があることによって、様々な焼津市の関係者がまちを良くするための具体的な活動やそれらの積み重ねがしやすくなるということが重要である。

そういった意味では、自治基本条例を手がかりとする焼津市のまちづくりはまだまだ道半ばにある。自治基本条例推進委員会は、多くの関係者とともに、条例の運用状況の点検と普及啓発に向けた検討に加え、具体的実践を率先垂範していくことにより、「オールやいづ」のまちづくりを推進していく一つの核としての存在感を高めていきたい。

#### 〈補記〉第3期委員会に期待すること

次期委員会の活動内容については、新たな委員の問題意識から設定されるものと認識しているが、第2期委員会を終えた時点での下記課題について、継続的・発展的にご検討いただけるのであれば誠に幸いである。

##### (1) 条例の見直し方法についての課題

条例の見直しについては、必ずしも十分な準備や構えができていなかったと感じている。自治基本条例の策定時に行ったPI（パブリックインボルブメント；幅広い市民等とのコミュニケーションの場・機会）等の意見収集・合意形成の手続きを含め、ていねいな条例の見直し方法について早い時期から検討し、準備しておきたい。

##### (2) 条例の普及方法についての課題

これまで数回検討課題として挙げたものの実現しなかったこととして、推進委員会主催の「ミニ市民集会」というアイデアがあった。地域に出向いたり特定テーマに関する小規模な市民集会を実施することができれば、直接対話を通じてより深く自治基本条例の浸透を図ることや、推進委員のファシリテーターとしてのトレーニングの場にもなり得るなど、多面的な効果が期待される。

平成31年2月

焼津市自治基本条例推進委員会（第2期）委員一同

焼津市自治基本条例推進委員会（第2期）委員名簿

（五十音順）

役 職	名 前	選出区分
委員	青島 弘	地縁コミュニティの代表
委員長	今井 邦人	学識経験者
委員	大石 智之	事業者の代表
委員	大石 光宏	公募による市民
委員	岡本 喜美子	公募による市民
委員	河村 直美	公益コミュニティの代表
委員	兒玉 叔雄	公益コミュニティの代表
委員	近藤 征夫	必要と認める者
副委員長	関 富美子	必要と認める者
委員	古川 譲治	事業者の代表